

<b>① 件名</b>	市営住宅家賃減免制度の改正について
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>	<p><b>【背景】</b>                  市営住宅は住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸することを目的としており、収入に応じた家賃設定（応能応益家賃）となっている。                  また、例外的措置として失業や病気、災害等による支払能力の著しい低下等特別の事情がある場合は、申請に基づき個別に調査した上で家賃の減免を行っている。                  現行の減免認定基準においては、減免の判断基準とされる「生活保護と同程度の収入水準」以上の収入を得ている入居者が減免の対象となるケースが見られ、例外的措置とされる制度の趣旨と現状の運用に乖離が見られる。</p> <p><b>【目的】</b>                  家賃減免制度の見直しにより、真に生活に困窮する入居者を減免対象とした運用を図るもの。</p>
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>	<p><b>【根拠法令】</b>                  公営住宅法（昭和26年6月4日法律第193号）                  石巻市営住宅条例（平成17年4月1日条例第273号）                  石巻市営住宅条例施行規則（平成17年4月1日規則第218号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">無</span>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b></p>
<b>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</b>	平成29年10月～平成30年1月 庁内関係部課との打ち合わせ
<b>⑤ 主な内容</b>	<p>減免が必要な真に生活に困窮する入居者を対象とし、よりの確な運用の実施及び市内県営住宅との整合性を図るため、県営住宅に準じた制度の見直しを行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 家賃減免基準の見直し                  減免対象とする収入基準を、現行の所得税法上の基準から生活保護基準に改める。</li> <li>2 最低負担額の設定                  応益性の確保及び市営住宅の持続的な管理費の確保の観点から、全額免除を廃止し、最低限の維持管理に係る費用を減免後の入居者負担額として、本来家賃の2割を最低負担額とする。</li> <li>3 全額減免の特例                  生活保護受給者が長期入院等により家賃給付が停止された場合には全額減免することができるものとする。</li> </ol>

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

市営住宅に入居する低額所得者の生活の安定を図るとともに、維持管理に係る経費の一部を確保することにより、市営住宅の安定的な管理が図られる。

【市財政への負担】

平成30年度（見込）減免件数 延べ52件、減免金額2,800千円

※参考

平成28年度（実績）減免件数 延べ55件、減免金額3,346千円

平成29年度（実績）減免件数 延べ57件、減免金額3,297千円（平成30年3月5日現在）

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

宮城県及び各市の状況

	減免対象基準額	最低負担額	備考
宮城県	生保基準額	本来家賃の2割まで	平成26年度に現行制度に改正
仙台市	(注1)77,000円以下	設定なし	
塩竈市、名取市、多賀城市、東松島市、大崎市	(注1)72,800円以下	(注2)収入の1割まで	
気仙沼市	生保基準額	(注2)収入の1割まで	

(注1) 公営住宅法施行令第1条第3号に規定する収入に所得税法その他の法令により所得税を課されない収入を加えた額をいう。

(注2) 公営住宅法施行令第1条第3号に規定する収入をいう。

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

平成30年3月 石巻市営住宅条例施行規則の一部改正（平成30年4月1日施行予定）

⑨ その他

今後、入居者に配布する情報誌、市報やホームページ等に掲載し、周知する。